

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
翌日)

目 次

◇ 告 示 保安林の指定予定（森林保全課）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出（水産課）

告 示

鳥取県告示第百五十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林
法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字奥崎字家ノ空四七四、字村廻り六二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字家ノ空四七四（次の図に示す部分に限る。）、字村廻り六二

二一 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字善田字西山三九五から三九七まで、三九八の一、

三九八の二、三九九、四〇〇、字西谷九三の二、九六の二、九八の一、

九九、一〇一の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字西山三九八の一、三九八の二、字西谷九六の二、九八の一

三 保安林予定森林の所在場所

倉吉市栗尾字家ノ下北平四〇三の一、東伯郡東郷町大字白石字鉢伏

山一の一(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに倉吉市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十九号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同令第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同令第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調書の縦覧
発起人にならうとする者の住所及び氏名	場所
鳥取市賀露町一七五七 一八五九 網 師 久 光	期 間
加入区	平成六年二月二十五日から三月十一日まで
漁業の区分	
賀露加入区	
漁業災害補償法 第百四条第二号 に掲げる漁業	
賀露漁業 協同組合	
網師野 繁 雄	
鳥取市賀露町一四四一	
岩 本 直 行	